

事務連絡
平成30年2月16日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業におけるハーボニー配合錠の取扱いについて

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、セログループ1（ジェノタイプ1）のC型慢性肝炎及び代償性肝硬変に対する治療薬である「ハーボニー配合錠（一般名：レジパスビル/ソホスブビル配合剤）」について、本年2月2日付けで製造販売承認事項一部変更について了承され、本日2月16日に新たに効能・効果が追加されました。

これにより、本事業におけるセログループ1（ジェノタイプ1）又はセログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎及びChild-Pugh Aの代償性肝硬変に対する治療として同薬剤が医療費助成の対象となりますのでご承知おき下さい。

上記に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はありません。そのため、肝炎治療受給者証の交付申請書、申請に係る診断書並びに意見書については、現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。

新たに対象医療とした製剤による治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成30年3月31日までに申請のあったものについて、平成30年2月16日まで遡及して取り扱って差し支えないものとします。当該遡及に当たっては、肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い別添1の認定基準2.（3）中の「行う予定、又は実施中」は、「行う予定、又は実施中・実施済み」に読み替えるものとします。